

インフルエンザの出席停止期間について

インフルエンザにかかった場合、学校保健法にのっとり、一定の間、登園・登校できません。

『発症後 5 日を経過し、かつ、
解熱後 2 日（幼児は 3 日）を経過するまで』

例えば、12 月 1 日の夜から熱が出た場合、登園・登校できるのは、早くても 12 月 7 日からです（12 月 6 日では 5 日経過したことになりません）。ただし、解熱したのが 12 月 5 日であった場合は、学童は 12 月 8 日から、幼児は 12 月 9 日からになります。ご不明な点は、医師、看護師にお尋ねください。

保護者記入欄

※ 解熱とは1日のうちどこで測定しても37.5℃未満(37.4℃まで)であること。朝37.8℃、夜37.2℃のような場合は解熱としません。

下記のとおり、発症した後5日を経過し、かつ解熱後2日（幼児は3日）を経過しましたので、出席停止措置の終了をお願いいたします。

発症からの経過日	日付	体温(朝)	体温(昼)	体温(夜)
記入例	2月6日	6:30 38.2℃	13:00 37.7℃	19:30 36.8℃
発症日	月 日	: °C	: °C	: °C
発症1日目	月 日	: °C	: °C	: °C
発症2日目	月 日	: °C	: °C	: °C
発症3日目	月 日	: °C	: °C	: °C
発症4日目	月 日	: °C	: °C	: °C
発症5日目	月 日	: °C	: °C	: °C
発症6日目	月 日	: °C	: °C	: °C
発症7日目	月 日	: °C	: °C	: °C
発症8日目	月 日	: °C	: °C	: °C